

業務運営に関する規程

事業所名 一般社団法人 沖縄県医師会
沖縄県ドクターバンク

沖縄県ドクターバンクは、医師の就業支援を目的に、一切無料で、求人情報の提供と人材紹介、就業に至るまで職業紹介事業を行うものであります。

第1 求人

1. 本バンクは、医師の求人に関する申込みを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合には受理しません。
2. 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込み下さい。直接来所できないときは、郵便、電話、FAX 又は電子メールでも差し支えありません。
3. 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件を明示して下さい。

第2 求職

1. 本バンクは、医師の求職に関する申込みを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職申込みは、直接本人が来所されて、所定の求職票によりお申込下さい。
3. 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、特に求職票に希望条件を明示して下さい。

第3 紹介

1. 求職の方には、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話を致します。
2. 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話を致します。
3. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
4. 本バンクは、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている求人者に、紹介を一時中止致します。

第4 その他

1. 本バンクは、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応致します。

す。

2. 雇用関係が成立しましたら、求人者から本所に対して、その報告をして下さい。
また、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告して下さい。
3. 本バンクは、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
4. 本バンクは、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
5. 本バンクの業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員にお尋ね下さい。

令和7年4月1日

代表者 一般社団法人 沖縄県医師会
会長 田名 豪